

令和8年度実施要綱・事務処理要領の 主な変更点等について (健診関係)

令和7年10月2日
令和7年度健診機関説明会

（１）健診体系見直しにかかる修正等について

- ① 人間ドック健診に対する補助の実施
- ② 若年層を対象とした健診の実施
- ③ 生活習慣病予防健診の項目等の見直し
- ④ 健診単価の見直し
- ⑤ 人間ドック健診におけるその他留意事項

（２）その他健診にかかる内容について

- ① エックス線検査の撮影方法について
- ② 情報提供サービスの支部代行について
- ③ 肝炎ウィルス検査申込書のPDF保存について

【変更の背景】

- ・年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドック健診に対する定額補助（25,000円）を実施します。
 - ・就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診の対象に20歳、25歳、30歳の被保険者も加えることとします。
 - ・また、生活習慣病予防健診に関し、
 - ① 厚生労働省の「職域に関するがん検診マニュアル」において、肺がん検診の項目とされていることを踏まえ、「喀痰細胞診」について一定の基準（※）に該当する希望者に対して実施するほか、
 - ② 健康日本21（第三次）の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に「骨粗鬆症検診」を実施します。
- ※50歳以上かつ喫煙指数が600以上の者
- ・生活習慣病予防健診の単価について、昨今の人件費や原材料費の高騰等の社会情勢を踏まえ、委託単価の見直しを行います。また、一部の検査方法や事務処理方法についても、現場の実態等を勘案し、その取扱いについて一部修正します。

1－2. 令和8年度実施要綱・事務処理要領について（具体的変更点）

（１）健診体系見直しにかかる修正等について

①人間ドック健診に対する補助の実施

- 人間ドック健診への補助を実施することに伴い、実施要綱の「健診の種類及び実施対象者」「健診費用等」等の欄に人間ドック健診の内容を追記します。また、要綱別紙「健診の基準」においても人間ドック健診の検査項目を追記します。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 一部 抜粋

【本文】

2. 健診の種類及び実施対象者

- (1) 健診の種類は、人間ドック健診、生活習慣病予防健診（節目健診、一般健診、乳がん・子宮頸がん、骨粗鬆症健診）及び肝炎ウイルス検査とする。
- (2) 健診の実施対象者は、次に掲げる年齢要件等を満たす者であって、健診実施日において協会けんぽの被保険者（任意継続被保険者及び日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）資格を有する者とする。ただし、本人が、健診を受診することを希望しない場合は、この限りでない。

ア 人間ドック健診

当該年度において、節目健診及び一般健診を受診していない35歳以上75歳未満の者（当該年度において、75歳に達する者については、誕生日の前日までの者。）。

5. 健診費用等

- (1) 人間ドック健診の健診費用は、協会支部が健診実施機関と契約した健診単価（消費税込）額とする。

なお、協会けんぽの負担額は、一律25,000円（消費税込）とし、当該年度において対象者一人につき、一回に限って負担するものとする。

また、人間ドック健診の総額（必須項目及びオプション項目の総額）が25,000円（消費税込）に満たない場合は、当該総額の金額を協会けんぽの負担額とする。

- 上記内容を踏まえ、人間ドック健診を適切に実施いただきますようお願いいたします。また、人間ドック健診における必須項目の未実施は原則認めていないため、すべての項目について実施いただきますようお願いいたします。

1－2. 令和8年度実施要綱・事務処理要領について（具体的変更点）

②若年層を対象とした健診の実施

- 一般健診の受診対象年齢に20、25、30歳の被保険者も含まれる旨を実施要綱の「健診の種類及び実施対象者」欄に追記します。なお、要綱別紙「健診の基準」において20、25、30歳の者には大腸がん及び胃がんの検査を実施しない旨を追記します。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 一部 抜粋

【本文】

【別紙】

2. 健診の種類及び実施対象者

2. 節目健診・一般健診共通項目

イ 生活習慣病予防健診

当該年度において、人間ドック健診を受診していない者のうち、以下の条件に該当する者

(イ) 一般健診

当該年度において、節目健診を受診していない20歳、25歳、30歳及び35歳以上75歳未満の者（当該年度において、75歳に達する者については、誕生日の前日までの者。）。

エ 糞便検査 免疫便潜血反応検査（2日法）（注1）

コ 胃部エックス線検査 8枚以上。実施にあたっては「胃がん検診のための胃X線検査マニュアル（日本消化器がん検診学会）」を参考にすること（注1）（注6）

（注1） 20歳、25歳、30歳の者には実施しない。また、35歳から39歳の者については省略可。

- 上記内容を踏まえ、若年層への生活習慣病予防健診を適切に実施いただきますようお願いいたします。なお、若年層健診の費用については、便潜血反応検査、胃部エックス線検査が未実施の場合の単価とし、協会へ報告する結果データの作成時においては、便潜血反応検査、胃部エックス線検査を未実施の状態としてください。

1－2. 令和8年度実施要綱・事務処理要領について（具体的変更点）

③生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- 生活習慣病予防健診の検査項目として新たに追加された骨粗鬆症検診について、実施要綱の「健診の種類及び実施対象者」及び要綱別紙「健診の基準」において胸部エックス線検査の下に追記します。また、喀痰細胞診については、要綱別紙1「健診の基準」において追記します。

生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 一部 抜粋

【本文】

2. 健診の種類及び実施対象者

イ 生活習慣病予防健診

当該年度において、人間ドック健診を受診していない者のうち、以下の条件に該当する者

（ウ）乳がん・子宮頸がん・骨粗鬆症検診

a 乳がん・子宮頸がん・骨粗鬆症検診

節目健診及び一般健診を受診する者のうち、当該年度において、40歳以上の偶数の年齢に達する女性。

b 子宮頸がん検診

当該年度において、20歳以上40歳未満の偶数の年齢に達する女性。

【別紙】

2. 節目健診・一般健診共通項目

問診、視診（医師の判断により実施）、触診（医師の判断により実施）、乳

ケ 喀痰検査

喀痰細胞診（注5）

（注5） 問診の結果、50歳以上で喫煙指数（1日本数×年数）が600以上の者のうち希望者に実施する。

4 乳がん・子宮頸がん・骨粗鬆症検診

問診、視診（医師の判断により実施）、触診（医師の判断により実施）、乳

ウ 骨粗鬆症検診

DXA法、MD法、CXD法、DIP法、SXA法、pQCT法、REMS法、超音波法

- 上記内容を踏まえ、新たに追加された検査項目について適切に実施いただきますようお願いいたします。なお、骨粗鬆症検診の測定方法のうち、DXA法で腰椎の骨密度を測定しない（橈骨測定等）場合はSXA法として請求と結果登録をいただきますようお願いいたします。

1－2. 令和8年度実施要綱・事務処理要領について（具体的変更点）

④健診単価の見直し

○現在の単価は検査項目ごとに平成19年当時の診療報酬を積み上げた金額をもとに設定しており、現在の積み上げ額と乖離が見られるため、その差額を是正する形で健診単価を引き上げることにします。

- ・一般健診 （見直し前）18,865円→（見直し後）19,635円 ＋770円増
- ・節目健診（旧付加健診）（見直し前）28,468円→（見直し後）29,546円 ＋1,078円増

○また、受診者・事業所の決済時の利便性向上を図る観点から、自己負担額については、健診単価に自己負担割合の28%を乗じた後に10円未満の金額を端数処理（四捨五入）し、端数を協会負担額に合算することとします。

- ・生活習慣病予防健診・肝炎ウイルス検査実施要綱 別紙1（健診の基準）抜粋

【健診単価の見直し案】

健診区分		現行（R6）				見直し後		10円未満を四捨五入			増減額	
		①一人当たり健診費用の上限額	②自己負担率	③自己負担額	④協会負担額	⑤一人当たり健診費用の上限額	⑥ ⑤×②	⑦自己負担額	⑧実質自己負担率 ⑦/⑤	⑨協会負担額	協会 ⑨-④	受診者 ⑦-③
一般健診		18,865	28%	5,282	13,583	19,635	5,498	5,500	28.0%	14,135	552	218
	20歳、25歳、30歳	-	-	-	-	8,921	2,498	2,500	28.0%	6,421	-	-
	眼底検査	792	10%	79	713	792	79	80	10.1%	712	-1	1
	喀痰細胞診	-	-	-	-	2,090	585	590	28.2%	1,500	-	-
節目健診（旧付加健診）		9,603	28%	2,689	6,914	9,911	2,775	2,780	28.0%	7,131	217	91
乳がん検診	50歳以上の対象者	3,619	28%	1,013	2,606	3,487	976	980	28.1%	2,507	-99	-33
	40歳以上50歳未満の対象者	5,621	28%	1,574	4,047	6,072	1,700	1,700	28.0%	4,372	325	126
子宮頸がん検診		3,463	28%	970	2,493	3,520	986	990	28.1%	2,530	37	20
骨粗鬆症検診	DXA法による腰椎撮影	-	-	-	-	3,960	1,109	1,110	28.0%	2,850	-	-
	DXA法による腰椎・大腿骨撮影	-	-	-	-	4,950	1,386	1,390	28.1%	3,560	-	-
	MD 法、CXD 法、DIP 法、SXA 法、pQCT 法、REMS 法	-	-	-	-	1,540	431	430	27.9%	1,110	-	-
	超音波法	-	-	-	-	880	246	250	28.4%	630	-	-
肝炎ウイルス検査	HCV抗体検査、HBs抗原検査、HCV抗体の検出（省略可）	2,079	28%	582	1,497	1,914	536	540	28.2%	1,374	-123	-42
	HCV核酸増幅検査	5,115	0%	0	5,115	4,807	0	0	0.0%	4,807	-308	0

1－2. 令和8年度実施要綱・事務処理要領について（具体的変更点）

⑤人間ドック健診におけるその他留意事項

- 医師による結果説明については、①当日にすべての項目を口頭で説明、②当日に結果が出揃っている事項について口頭で説明、残る結果については健診結果通知に記載、③すべての項目を後日、口頭で説明のいずれかになりますので、確実に実施いただくよう留意してください。
- 巡回（バス）による人間ドック健診は、人間ドック健診の実施を希望する健診施設が認定等を取得しており、かつすべての検査項目を適切に実施できる場合は、当面の間、実施を認めることとします。ただし、医師による当日の結果説明や保健指導（該当者には特定保健指導）の実施が必要なことから、そのことについても留意してください。
- 特定保健指導の当日一括または当日分割の実施ができる体制を有していることが人間ドック健診実施機関の選定条件の一つとなっておりますので、後日実施のみの実施体制等により当日実施の準備が整っていない健診機関については、実施機関として選定することはできません。
- 特定保健指導の継続的な支援を再委託している機関についても、人間ドック健診の契約対象となります。なお、継続的な支援の再委託については、国においても協会においても妨げているものではありませんが、再委託が認められている範囲については継続的な支援に限っているため、初回面談、実績評価については元請けたる健診機関で実施する必要があることに留意してください。

1－2. 令和8年度実施要綱・事務処理要領について（具体的変更点）

（2）その他健診にかかる内容について

①エックス線検査の撮影方法について

- 胸部・胃部エックス線の撮影方法について、これまでは「間接撮影または直接撮影」と記載していましたが、近年デジタル撮影が主流となっていること等を踏まえ、「間接撮影または直接撮影」の記載を削除し、単価も全て従前の「直接撮影」の金額に統一します。なお、胃部エックス線検査の実施にあたっては「胃がん検診のための胃X線検査マニュアル（日本消化器がん検診学会）」を参考にするよう追記します。

②情報提供サービスの支部代行について

- 事務処理要領において、情報提供サービスを利用できない健診実施機関における受診資格の確認を支部が行う取り扱いが示されています。この中で、支部が作成した「受診資格一括確認結果リスト」を、健診実施機関へ紙媒体で送付できるものと読める記載となっていたが、情報漏洩のリスク低減を図るため、CD-Rによる送付に限定した記載に修正します。

③肝炎ウィルス検査申込書のPDF保存について

- 令和7年度より、これまで支部に送付を求めていた肝炎ウィルス検査の申込書について、健診機関で保管していただくよう取り扱いを変更したところです。申込書の保管方法としては紙媒体のみを想定しており、健診機関から支部への問い合わせに対してもその旨ご回答いただいていたところですが、保管スペースの確保が困難な健診機関があること等を考慮し、PDFによる保存も可とする記載に修正します。

2－1．健診体系見直しにかかる今後の手続きについて（概要）

（１）人間ドック健診契約機関の公募・審査について

- ① 人間ドック健診の契約条件
- ② 各団体が実施する機能評価等の認定
- ③ 人間ドック健診契約手続き
- ④ 審査及び内定後の流れ

（２）健診機関のシステム点検について

- ① 点検方法
- ② 実施スケジュール
- ③ 健診機関のシステム切り替え時期
- ④ 令和８年３月末までに点検が完了しない場合の対応

2-2. 健診体系見直しにかかる今後の手続きについて（具体的内容）

（１）人間ドック健診契約機関の公募・審査について

○人間ドック健診を実施する場合は、以下の要件を満たしている必要があります。

- ・当該健診機関において、健診団体連絡協議会が取りまとめた「適切な健保連人間ドック健診に臨まれる要件」について、協会けんぽが指定する団体から、認定等を受けていること。
- ・人間ドック健診の健診当日に特定保健指導の初回面談を実施し、かつその継続的支援及び実績評価まで実施できる体制を有していること。

上記を踏まえ、以下の手順により公募・審査を行います。なお、具体的な提出書類（様式等）やチェック内容等の公募・審査にかかる詳細な情報につきましては改めてお示しします。

① 要綱等配布・公募（９月）

- ・協会けんぽが令和８年度の要綱を配布するとともに、支部ＨＰにて人間ドック健診契約機関の公募を開始します。

② 健診機関からの申請開始（１０月）

- ・申請書、指定団体からの認定証等を受け付けます。提出期限につきましては改めてお示しします。

③ 申請書審査開始（１１月）

- ・提出いただいた書類（様式等）を審査します。なお、指定団体からの認定等の取得に向けて、新規に申請を行う健診機関については、当該認定等に係る申請書を団体に提出していることを書面等で協会支部に提出することにより認定等の取得に代えることができることとします。

④ 契約機関内定（１２月）

- ・審査の結果、基準を満たしていると認められる健診機関を人間ドック健診契約機関として内定します。

⑤ その後（１月～）

- ・内定機関情報を年次案内等の広報に活用します。

2-2. 健診体系見直しにかかる今後の手続きについて（具体的内容）

（2）健診機関のシステム点検について

○健診体系見直しに伴う健診結果データ等の事務処理誤り発生防止に向けて、健診体系見直しにかかるシステム改修を実施した生活習慣病予防健診実施機関（以下「健診機関」という。）を対象に点検を実施します。なお、現在予定している点検の概要については以下のとおりですが、点検方法等の詳細については、改めてお示しします。

① 点検の概要

- ・協会けんぽが提供する健診結果のサンプルデータを健診機関のシステムに登録のうえ、出力を行います。その後、出力された健診結果が協会が定める仕様に従って正しく作成されているか、突合点検します。

点検時期：令和8年1月より開始し、提出期限は令和8年3月とします。

確認方法：責任者名を記載した報告書を提出いただき、支部において内容を確認します。

※健診システムを保有していない又は自機関のシステムと健診ソフトを連動させておらず、健診結果を健診ソフトに直接入力している健診機関（本見直しに伴うシステム改修を実施しない機関）に対しても、当該状況に関する報告書を提出いただき、今後システム開発を行う場合には、事前に報告することの同意をいただきます。

その他：サンプルデータは10パターンとし、提供予定は11月です。点検用の健診ソフトも年内には提供予定です。

② 健診機関のシステム切り替え時期

- ・改修後のシステムについては、点検が完了するまで報告データの正確性が担保されないこと等の観点から、改修後のシステム切り替え時期は一律で令和8年4月とし、それまでの間は、旧システムを用いて報告いただくことを基本とします。

③ 令和8年3月末までに点検が完了しない場合の対応

- ・令和8年度の委託契約は締結しますが、健診を実施するにあたり、点検の完了を実施条件とする旨を契約書に明記する予定であり、当該点検が完了しない場合は、原則、令和8年度の健診は実施できないものとします。

3－1．情報提供サービスの改修にかかる変更について

- (1) USBトークン関連の取り扱い変更について
- (2) 事業者健診にかかる情報提供サービスの導入

3-1. 情報提供サービスの改修にかかる変更について

(1) 情報提供サービスの改修にかかるUSBトークン関連の取り扱い変更について

○情報提供サービスの改修にあたり、USBトークンを事業者健診や保健指導でも使用することから、USBトークンの払出しに使用する「覚書」及び「ユーザーID払出申請書・廃止届」を生活習慣病予防健診事務処理要領の別紙から外し、生活・事業者・指導すべてと紐づくものとします。

USBトークンの払出しにあたっては、一つの健診機関と一つの覚書を結ぶことで、生活・事業者・指導のうち、支部と健診機関が契約している業務で情報提供サービスを利用できます。

【情報提供サービス認証機器に関する覚書(一部抜粋)】

新	旧
情報提供サービス認証機器に関する覚書	覚書
全国健康保険協会〇〇支部長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が提供し、乙が利用する情報提供サービスの認証機器（ソフトウェア含）一式の利用権（以下「本サービス」という。）について、以下の条項のとおり覚書（以下「本契約」という。）を締結する。 なお、本サービスの利用は、全国健康保険協会管掌健康保険生活習慣病予防健診業務・事業者健診結果データ等取得業務・特定保健指導業務のうち、乙が甲と契約締結している業務（以下「甲との契約業務」という。）に限る。	全国健康保険協会〇〇支部長〇〇〇〇（以下「甲」といいます。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」といいます。）は、甲が提供し、乙が利用する情報提供サービスの認証機器（ソフトウェア含）一式の利用権（以下「本サービス」といいます。）に関し、以下の条項のとおり覚書（以下「本契約」といいます。）を締結します。

3-1. 情報提供サービスの改修にかかる変更について

(2) 事業者健診にかかる情報提供サービスの導入

- 事業者健診データ取得においても、令和8年度より「情報提供サービス」を導入することに伴い、事業者健診データ等取得実施要綱及び事務処理要領に、利用に関する手続等を追記します。
- 情報提供サービスの利用要件は、「委託年度において、データ提供回数が年度内3回以上であることが見込まれる健診機関」とします。データ提供回数見込みについては、契約更新時に、聞き取りや書面等にて確認を行います。

【事業者健診データ等取得実施要綱(一部抜粋)】

【本文】 以下の項目を追記

7. 情報提供サービスの利用に関する手続等

(1) 情報提供サービスの利用要件

本業務において情報提供サービスを利用申請できる健診機関は、委託年度において、データ提供回数が年度内3回以上であることが見込まれる健診機関とする。

(2) 覚書の締結

情報提供サービスを利用するに当たり、健診機関と協会支部は、情報提供サービスの認証機器一式(以下「USBトークン」という。)の利用権等に関して、「情報提供サービス認証機器に関する覚書」を締結する。

(3) ユーザーID等の払出し及びUSBトークンの貸与

上記(1)の要件を満たす健診機関は、情報提供サービスを利用するために必要なユーザーID及びパスワード(以下「ID等」という。)の申請を以下のとおり協会支部へ行い、ID等の払出し及びUSBトークンの貸与を受けるものとする。ID等及びUSBトークンの取扱いについては、前述の6「個人情報の保護」及び、上記(2)の覚書に留意し適正に取り扱うものとする。

- ① 健診機関は、事務処理要領例Ⅰまたは事務処理要領例Ⅱに基づき、個人情報の適切な取扱いを行うための責任者(以下「遂行責任者」という。)を定める。
- ② 健診実施機関は、「情報提供サービスユーザーID払出申請書」により、協会支部にユーザーIDの払い出しを申請するとともに、遂行責任者及び使用端末設置場所等を届け出る。

(4) ユーザーID等の廃止及びUSBトークンの返却

健診実施機関は、ユーザーIDを返却する場合や、遂行責任者及び使用端末設置場所を変更又は廃止する場合は、速やかに「情報提供サービスユーザーID返却及び遂行責任者等変更・廃止届」により協会支部に届け出るものとする。

また、委託年度において、3回以上の提供が無かった場合、支部から健診機関に翌年度の提供回数見込みを聞き取りを行ったうえで3回に満たないときは、翌年度より利用要件を満たさないものとし、健診実施機関から「情報提供サービスユーザーID返却及び遂行責任者等変更・廃止届」により協会支部に届け出るものとする。なお、健診実施機関が、生活習慣病予防健診業務・特定保健指導業務の契約によりUSBトークンを利用している場合は、この限りでない。